

関係機関の皆様

松江市立皆美が丘女子高等学校長

生徒の主体的な活動・経験を支援する、
ボランティア・社会体験の情報提供のお願い

日頃より皆美が丘女子高等学校の教育活動にあたり格別のご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

このたび、本校におきましては令和8年度入学生から適用する学科再編に伴ってカリキュラムの見直しを行い、生徒のボランティア活動や社会体験活動を単位として認定する学校設定科目「ボランティア等実践」を新設いたします。

また在校生におきましても、より積極的にボランティア活動等に関わることによって、自身の経験と成長に繋げていくよう、主体的な取組を推奨しているところです。

つきましては、各関係機関が実施・把握されるボランティアや社会体験について、本校生徒に情報を提供し、受入可能な案件がありましたら、その情報についてご提供くださいますようお願いいたします。

想定する活動の分野（例）

- 児童福祉 ○高齢者福祉 ○障がい者福祉 ○介護 ○健康推進 ○食物・調理 ○家政 ○保育
- 幼児教育 ○児童教育 ○スポーツ ○芸術・文化 ○芸能 ○まちづくり ○防災 ○防犯
- 交通安全 ○環境保全 ○自然科学 ○産業振興 ○ビジネスプラン ○メイク・ファッション
- 観光 ○おもてなし ○公共マナー ○国際交流 ○異世代間交流 ○地域振興 ○地域活動 など

活動の内容

- イベントなどの短期スタッフ ○事業や活動の企画運営に携わる長期スタッフ など

◆ボランティア・社会体験等の単位認定制度について（皆美が丘女子高等学校の独自制度）

- 《趣旨》
- 主体的な体験活動を通して、生徒の主体性を培う。
 - 勤労の尊さや協働・創造することの喜びを体得させる。
 - 望ましい勤労観や職業観の育成及び地域への愛着や貢献意欲、社会奉仕の精神を養う。

- 《概要》
- 令和8年度入学生より、学校設定科目「ボランティア等実践」を新設する。
 - 平日の放課後や週休日、夏休みなどの長期休業期間等の「自由な余白」時間を用いて生徒が主体的に活動に取り組む。「やらされる」「無理に行う」のではなく、生徒が自ら進んで計画的、創造的に行う取組を推奨する。
 - 一定以上の時間を活動し、自身の成長が認められた場合、教科学習とは別に追加単位を認定する。（活動50分を1時間と扱い、年間30時間以上で1単位、60時間以上で2単位を認定。年度中の認定上限は2単位）
 - 有用な実践経験を積み、自身のキャリアとして形成することにより、大学等への進学や就職等に向けた「強み」につながるよう、学校として後方支援する。

※ 裏面Q&Aもご覧ください。

ボランティア・社会体験の情報提供に関するQ & A

Q1. 体験の情報はいつから提供できますか。

A1. かねてより生徒の取組自体は推奨していますので、今すぐにもご提供をお願いします。
ただし、単位認定制度は令和8年度入学生を対象として、令和8年4月から実施します。

Q2. 期待する取組の例を教えてください。

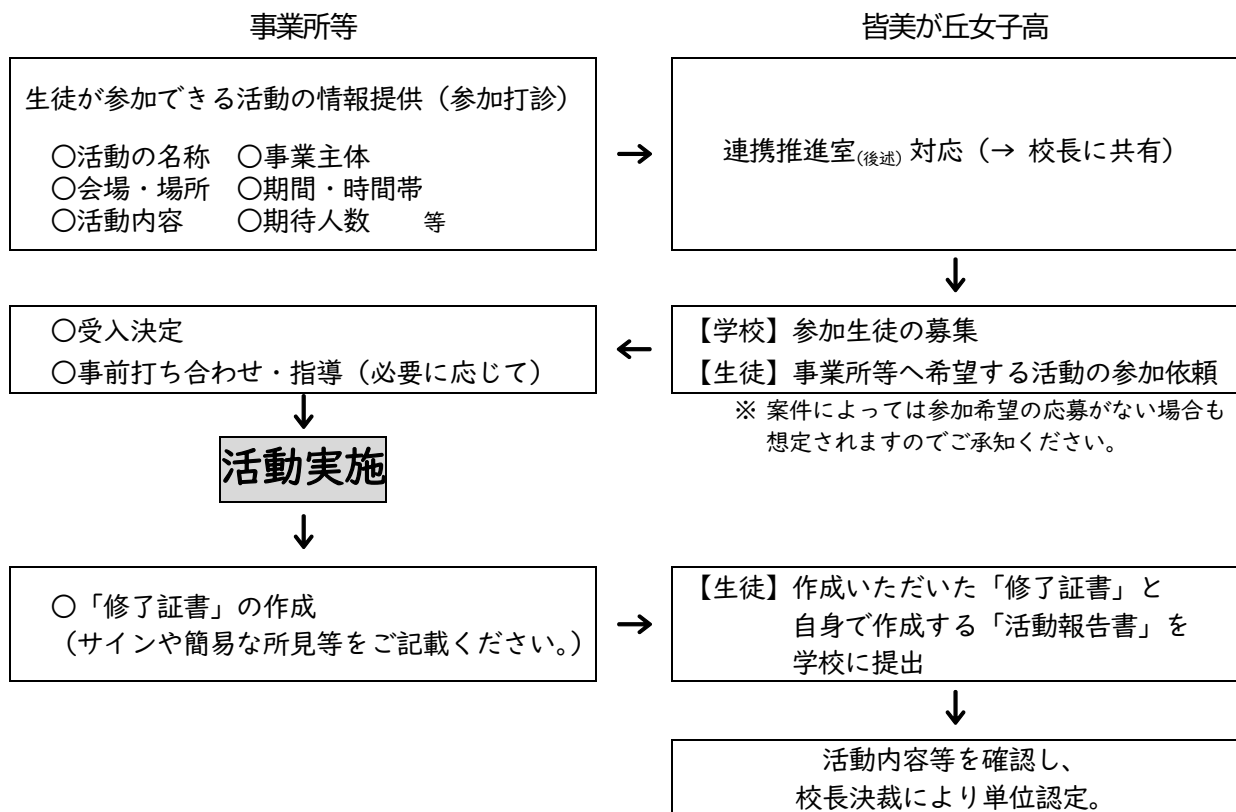
A2. 生徒の成長やキャリア形成につながる取組であれば、種類・内容を問いません。
松江市や公民館等で主催される行事やイベントの補助など、短期的な活動はもちろん、放課後児童クラブや預かり保育、高齢者施設での介助支援などの長期にわたる社会体験活動も対象と考えています。
ただし、有償アルバイトや夜間中心の活動は対象外とします。

Q3. 活動する時期や時間帯の指定などはありますか。

A3. 平日の放課後(16:00以降)や土日・祝日、春・夏・冬休みの長期休業期間を活用して取り組みます。
なお、授業実施日に学校を休んでの取組は対象としません。

Q4. 情報提供から事後手続までの流れをわかりやすく教えてください。

A4. 以下の流れを想定しています。



Q5. 学校側の窓口は、主に誰になりますか。

A5. 校内組織に「連携推進室」を設置しており、所属する「魅力化コーディネーター」が窓口になります。

Q6. 参加予定の生徒が当日参加しなかったり、活動を途中でやめたりした場合は、どうなりますか。

A6. 学校窓口担当者にご連絡をお願いします。ご迷惑をおかけしますが、代替要員は準備できませんのでご容赦ください。